

実施方針に関する質問書

No	対象書類	頁	項番	項目	内容	回答
1	実施方針	2	1.2	用語の定義	⑤『「乾燥設備とは」本事業にて設計・建設する、・・・脱水汚泥を乾燥させることにより汚泥肥料・汚泥燃料を生成する設備の事をいう。』とありますが、⑩「肥料化・燃料化施設」の定義にある通り、乾燥技術に限らず燃料化技術も含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	実施方針	6	2.2.1(9)	事業期間	「契約締結の日から令和12年3月までを事業期間とする。」とありますが、建設業界の働き方改革や人手不足等により工期が非常に厳しいため、事業期間の再検討をお願い致します。	既設焼却設備の劣化状況を鑑みて事業期間は令和12年3月までとします。 やむを得ず事業期間延長の必要が生じた場合は、公告時に示す約款に基づき、受発注者間において協議することとします。
3	実施方針	7	2.1(10)	表3-1 留意事項	設計・施工期間について令和12年3月工事完了とありますが、維持管理への教育・引継ぎ期間は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	令和12年3月までに維持管理者への教育・引継期間を含みます。
4	実施方針	7	2.1.(11)	遵守すべき関係法令等	事業者の創意工夫・実績に基づいた最適提案のため、準拠基準は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	遵守すべき関係法令等で示した各種法令、要綱・各種適用基準に基づいて事業の提案をお願いします。 記載の無い基準等については、提案の際に明示をお願いします。 また、契約後記載の無い基準等においては受発注者間での協議事項とします。
5	実施方針	7	2.2-1 (11)	遵守すべき関係法令等	準拠すべき各種基準、指針等については、民間事業者の創意工夫、コスト削減効果を取り入れる観点から、事業者提案とさせていただきたく存じます。	遵守すべき関係法令等で示した各種法令、要綱・各種適用基準に基づいて事業の提案をお願いします。 記載の無い基準等については、提案の際に明示をお願いします。 また、契約後記載の無い基準等においては受発注者間での協議事項とします。

実施方針に関する質問書

No	対象書類	頁	項番	項目	内容	回答
6	実施方針	7	2.1.(11)	遵守すべき関係法令等	「事業実施の最新版に準拠・適用する」とありますが、提案時に事業実施時の最新版は把握できません。「事業実施」は「入札公告時」としていただけませんか。	提案時においてはその時点での最新版の準拠・適用をお願いします。事業実施時において改訂された場合は受発注者間での協議事項とします。
7	実施方針	8	3.1	事業者の選定方法	プレゼンテーションの実施は提案書類の受付(令和8年9月)から技術提案書審査(令和8年11月)の間に実施されますでしょうか。提案に対する評価に直結しますでしょうか。	プレゼンテーションの実施予定時期につきましてはご理解のとおりです。評価基準は公告時に公表します。
8	実施方針	8	3.3.1.(2)	事業者の選定方法	提案価格の上限額を募集公告時に公表頂きますようお願い致します。 実施方針「3. 2 応募資格に関する事項」には応募者の応募資格要件として、宮崎市内業者の活用が複数設定されております。(宮崎市内建築工事企業1社あたりの分担工事額は建築工事部門に工事額の20%以上とする/宮崎市内に建設業法でいう本店を有する企業による3者JVとする等) 事業者として、市内企業様に適正な収益を確保いただきつつ、最適な事業遂行体制を検討・構築するにあたり質問いたします。	募集要項にて記載予定です。
9	実施方針	9	3.2(1)	応募者の構成等	「工 応募グループの宮崎市内建築工事施工企業1社あたりの分担工事額は、建築工事部門における工事額の20%以上とする。」とありますが、土木工事は含まないものと考えてよろしいでしょうか。	建築工事企業3社JVの1社あたりの分担工事額は、当該JVに設定された工事額の20%以上とします。
10	実施方針	9	3.2 (1)イ	応募者の構成等	応募グループ内で本施設の設計を行う企業（設計企業）は、指定された施工実績を持つ機械設備工事企業（建設企業）が行っても良いとの理解でよろしいでしょうか。また、その実績を証明する必要がある場合、DB案件における設計の実績でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針に関する質問書

No	対象書類	頁	項番	項目	内容	回答
11	実施方針	9	3.2(1)ク	応募者の構成等	「本工事の一部を下請業者に発注する場合は、可能な限り宮崎市内業者（宮崎市内に本社（本店）又は支店（営業所）を有するものをいう。）を活用するように努めるものとする。」とありますが、割合等、定量的な基準がございましたらご教示願えますでしょうか。	定量的な基準等はございません。 可能な限り宮崎市内業者への発注をお願いします。
12	実施方針	9	3.2(1)ア	応募者の構成等	「応募者は、宮崎市内建築工事企業3社JVを含む複数の企業により構成されるグループ」とあります。代表企業と建築工事企業3社とが異業種の場合は、乙型JVが組めるものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	実施方針	9	3.2(1)ア	応募者の構成等	「宮崎市内建築工事企業」とは、宮崎市内に本社若しくは本店又は支店若しくは営業所を有する企業を指すという理解でよろしいでしょうか？	宮崎市内建築工事企業は宮崎市内に建設業法でいう本店を有する企業のことです。
14	実施方針	9	3.2(1)ク	応募者の構成等	「なお、下請業者においては、3.2(2)ア(ア)の要件を満たす者とする。」とあります。 発注を予定していた下請企業が指名停止措置を受けた場合は、代替の発注先に変更することで差支えないでしょうか。	差し支えありません。 可能な限り宮崎市内業者への発注をお願いします。
15	実施方針	9	3.2(1)工	応募者の構成等	「宮崎市内建築工事企業1社あたりの分担工事額は建築工事部門における工事額の20%以上とする」の条件は公告時に除外頂きたくご検討願います。本事業がDBであることを踏まえ、地元企業を活用しつつ最適な施設整備を目指してまいります。このような条件設定がなされると建設工事費の高止まり等、最適化に支障をきたす可能性があります。再考をお願いする次第です。	別紙補足説明をご確認ください。
16	実施方針	9	3.2(1)ア	応募者の構成等	宮崎市内建築工事企業3社JVが必要となっておりますが、近年の類似事業と比較した場合、Aランク企業3社の参画事例はなく、非常に高い参画ハードルとなっております。市内企業の参画に関しては、最大限努力は致しますが、競争性確保および事業コスト削減の観点からも、入札参加条件として定めるのではなく、評価項目として頂くなどの参画条件の緩和の検討をお願い致します。	宮崎市内建築工事企業3社JVを含む応募グループとしてください。

実施方針に関する質問書

No	対象書類	頁	項番	項目	内容	回答
17	実施方針	9	3.2(1)工	応募者の構成等	市内企業の参画に関しては、最大限努力は致しますが、「応募グループの宮崎市内建築工事企業1社あたりの分担工事額は、建築工事部門における工事額の20%以上とする。」という条件は緩和いただきたく存じます。一定の割合を設定された場合、コスト削減が十分に期待できません。	別紙補足説明をご確認ください。
18	実施方針	10	3.2 (2)	共通の資格要件	ア(カ)において、審査委員の所属する企業（又は・・・）以外の者と記載がありますが、審査委員については今後募集要項において公表される予定でしょうか。	優先交渉権者決定を公表する際に審査委員を公表する予定です。
19	実施方針	9	3.2 (2)カ	応募者の応募資格要件	「本事業の審査委員の所属する企業又はその企業の子会社又は親会社以外の者は不可」とあります。本事業の審査委員については、入札公告時にお示しいただけると考えてよいでしょうか。入札参加の判断に必要なためお伺いします。	優先交渉権者決定を公表する際に審査委員を公表する予定です。
20	実施方針	10	3.2(2)ア(カ)	応募者の応募資格要件	本事業の審査委員が所属する企業、またその企業の子会社又は親会社は参加資格が無いとのことですが、審査委員は入札公告公表と併せて、公表されるのでしょうか。入札参加にあたり、必要な情報となりますので、早期の公表を希望致します。	優先交渉権者決定を公表する際に審査委員を公表する予定です。
21	実施方針	10	3.2 (2)ア(キ)	共通の資格要件	焼却設備や乾燥設備のDB案件における要件として、特定建設業許可の電気工事を有していれば、発注自治体の入札参加資格者名簿の電気工事の登録が必要無い案件も多数あります。指定された必要となる施工実績の電気工事の実績を有していれば、市の入札参加資格者名簿への登録を免除していただく事が出来ないでしょうか。	入札参加資格申請中であれば応募資格申請を受け付けることとします。ただし、令和8年7月時点で令和8年度宮崎市競争入札参加資格者名簿に登録されていることを条件とします。
22	実施方針	10	3.2 (2)ア(キ)	共通の資格要件	令和8年度宮崎市競争入札参加資格審査申請（中間年受付）が令和8年度2月中末期限で行われていますが、資格が受け付けられたと仮定して名簿に記載されるのはいつ頃を予定していますでしょうか。また申請をすれば認められる等のご配慮はありますでしょうか。	令和8年度宮崎市競争入札参加資格者名簿の登録期間は令和8年7月1日からです。入札参加資格申請中であれば、応募資格申請を受け付けることとします。ただし、令和8年7月時点で令和8年度宮崎市競争入札参加資格者名簿に登録されていることを条件とします。

実施方針に関する質問書

No	対象書類	頁	項番	項目	内容	回答
23	実施方針	10	3.2(2)	応募者の応募資格要件	<p>【早期回答希望】</p> <p>イ 各業務の実施協業の応募資格要件（イ）建設企業 a 「建設工事企業は、宮崎市内に建設業法でいう本店を有する企業による3社JVとする。」とありますが、宮崎市内に本店を有さない建設企業を含む4社以上のJVの組成は可能と理解してよろしいでしょうか。</p> <p>また、その場合、土木建築工事を実施する宮崎市内企業3社と宮崎市内に本店を有さない建設企業が甲型JVを組成し、その甲型JVと機械・電気工事を実施する宮崎市内に本店を有さない企業が乙型JVを組成することは可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	ご質問のような組成はできません。
24	実施方針	10	3.2 (2) イ	各業務の実施企業の応募資格要件 (イ)建設企業	<p>【早期回答希望】</p> <p>「a.建築工事企業は、宮崎市内に建設業法でいう本店を有する企業による3社JVとする。」とありますが、本建築工事は、機械/電気設備を建屋内に設置するにあたり、躯体施工と設備据付の施工順序調整等において高度な施工管理が求められる工事であると認識しております。</p> <p>当該工事の施工経験が限定的な宮崎市内企業のみでJVを構成した場合、工程および品質面でのリスクが高まることを懸念しております。</p> <p>つきましては、施工リスク低減の観点から、施工経験が豊富な宮崎市内に本店を有さない建設企業を含むJVの組成をお認めいただくことは可能でしょうか。</p>	別紙補足説明をご確認ください。

実施方針に関する質問書

No	対象書類	頁	項番	項目	内容	回答
25	実施方針	10	3.2 (2) イ	各業務の実施企業の応募資格要件 (1)建設企業	<p>【早期回答希望】</p> <p>「a.建築工事企業は、宮崎市内に建設業法でいう本店を有する企業による3社JVとする。」とありますが、応募資格確認申請書の受付（令和8年5月）までの時間が少なく、宮崎市内企業との協議・調整が整わない可能性があります。つきましては、宮崎市内企業の社数の指定ではなく、提案に変更をご検討いただけないでしょうか。なお、要求水準書案において地元企業の活用に関する評価を示されているため、地元企業等への地域貢献は担保されるものと考えます。</p>	宮崎市内建築工事企業3社JVを含む応募グループとしてください。
26	実施方針	10	3.2 (2) イ(ア)c	応募資格要件	乾燥設備または汚泥焼却能力30t/日以上焼却施設の設計実績とはDBでの実績も含まれるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	実施方針	10	3.2 (2) イ(イ)a	建設企業	本工事は、施工期間を（主に）R10年4月からR12年3月までと設定されています。建築工事は、プラント設備と並行して工事を行うため、杭・基礎からプラント外壁まで最初から最後まで施工期間に携わる必要があると考えます。この場合、地元建築企業3社も約2年間に及び監理技術者（もしくは主任技術者）を専任配置する必要があるため、グループ構成員として地元建築企業3社を集めるのが困難に思われます。工事規模と専任配置期間を考慮し、JV企業数を減らすよう検討いただけませんか。	別紙補足説明をご確認ください。

実施方針に関する質問書

No	対象書類	頁	項番	項目	内容	回答
28	実施方針	10	3.2 (2)イ(イ)a	建設企業	<p>本工事の施工順序として大雑把に申し上げますと、</p> <p>①杭・基礎工事・配管ピット関係（建築企業）</p> <p>②プラント鉄骨・機器据付・配管・電気工事等（機械・電気工事企業）</p> <p>③外壁・屋根・建築機械工事（建築企業）</p> <p>という施工順となり、この間が約2年と想定しています。この場合、建築3社JVは①～③のほぼ2年間は現場施工期間と認定され、監理技術者等が専任配置として拘束されると考えています。地元建築企業にとって、この長期に渡る専任期間がネックとなり参加企業を見つけるのが大変困難になると想定しています。以上から、①の杭・基礎工事については、元々全期間に管理技術者を配置する機械工事企業から、地元の土木企業へ発注することを認めていただき、①と③それぞれの現場施工期間（技術者専任期間）を短縮することを認めていただけませんか。</p>	<p>技術者等につきましては、対象業務の実働期間のみ専任となりますので、事業期間そのものが専任期間とならない場合がございます。</p> <p>杭・基礎工事については関係法令を遵守の上、それらの構造分類に適合する施工体制としてください。</p>
29	実施方針	10	3.2(2)イ(イ)	建設企業の応募資格要件	<p>aに記載の要件は、建設企業については、建築工事企業・機械設備工事企業・電気設備工事企業の三者から成るJVとし、そのうち、建築工事企業については、aの「また」以降の文章およびbの要件を満たすことが要件となっているとの理解でよいでしょうか。</p>	<p>3.2(2)イ(イ) a及びbに記載の要件は建築工事企業における要件です。</p> <p>機械設備工事企業は3.2(2)イ(イ) c及びd、電気設備工事企業は3.2(2)イ(イ) dを要件としています。</p>
30	実施方針	10	3.2(2)イ(イ)	建設企業の応募資格要件	<p>NO.41の質問について弊社の認識が正である場合、三社JVについては、うち1社が貴市に本店を有する企業が含まれ、かつaの「また」以降の文章およびbの要件を満たす企業となっていれば、機械設備工事企業及び電気設備工事企業は、要件を満たす限り、1社でもよく、2社によるJVもお認めいただけるのでしょうか。</p>	<p>3.2(2)イ(イ) aより建築工事企業は宮崎市内に建設業法という本店を有する企業による3社JVです。</p> <p>機械設備工事企業及び電気設備工事企業は要件を満たす限り、社数の指定はございません。</p>

実施方針に関する質問書

No	対象書類	頁	項番	項目	内容	回答
31	実施方針	10	3.2(3)イ (イ)c	建設企業の応募資格要件	平成28年4月1日以降に乾燥設備または汚泥焼却能力30t/日以上焼却施設の施工実績（新設工事の元請）とありますが、機械設備および電気設備工事において、乙型JVを組成する場合、代表企業の1社のみが資格要件を満たせば良いとの理解でよろしいでしょうか。近年の類似事業の参加要件と比較すると、厳しい条件と思料します。	施工実績の要件は機械設備工事企業に求めています。機械設備工事企業においてJVを組成される場合、1社が施工実績を満たすこととしています。
32	実施方針	10	3.2(2) イ(イ)a	応募者の応募資格要件	宮崎市内建築工事企業3社（Aランク企業）JVが必要となっておりますが、入札参加資格審査申請までの工期が短い中での限られた地域企業3社とのJV組成は、事業者にとって応札への非常に高い参入障壁となります。地域企業への発注額確保には当然努めますが、競争性確保および事業コスト削減の観点から、本資格要件を除外頂くことを検討願います。当該除外が難しい場合、応募資格要件は宮崎市内建築工事企業1社（Aランク企業）の参画のみにするなど緩和の検討をお願い致します。	宮崎市内建築工事企業3社JVを含む応募グループとしてください。
33	実施方針	10	3.2(3)ウ	応募資格確認基準日	ウのケースでは、イの但書の記載がございませんが、欠格となった構成員を変更又は既存の構成員において当該構成員の要件をカバーできる場合、必ずしも審査対象から除外されるものではないとの認識でよろしいでしょうか。	技術提案書提出以降の構成員の変更は認めません。
34	実施方針	11	3.3	事業者選定のスケジュール	提案書類の受付が令和8年9月となっておりますが、入札書の提出も含まれるのでしょうか。また、公告から提案書類の提出までの期間が短く、十分な設計や提案内容の検討が難しいため、期日の再検討をお願い致します。	提案書類の提出時に提案額の提示も含まれます。期日に関しましては、予定であるため変更となる可能性があります。現時点では実施方針の記載のスケジュールで考えております。
35	実施方針	11	3.3	事業者選定のスケジュール	表3 事業者選定スケジュール(予定)について、日程が月止まりとなっておりますが、詳細な日程のご提示をお願いします。	スケジュールの詳細は募集要項に記載予定です。

実施方針に関する質問書

No	対象書類	頁	項番	項目	内容	回答
36	実施方針	11	3.3	事業者選定のスケジュール	【早期回答希望】 資料閲覧及び現地調査の日程が令和8年5月とありますが、応募申請も同5月で検討時間がないため、募集公告までに現地調査、汚泥採取等を実施させていただけないでしょうか。	現地調査及び汚泥サンプリング調査について受付を開始する旨を、宮崎市上下水道局ホームページに掲載しているのご確認ください。
37	実施方針	11	3.3	事業者選定のスケジュール	【早期回答希望】 資料閲覧及び現地調査の日程が令和8年5月とありますが、応募申請も同5月で検討時間がないため、募集公告までに関連する既設図面、汚泥変動（量、性状）が分かる既設運転日報、月報を開示いただけないでしょうか。	準備できる資料については提示します。準備ができ次第開示いたしますが、現時点では5月を予定しております。
38	実施方針	11	3.3	事業者選定のスケジュール	宮崎市内に本店等を置く企業3社とのJV調整を含む応募グループ内での協議や技術提案の検討に相応の時間を要する見込みで、現行スケジュールでは参加が難しいと考えています。 入札参加企業の確保という観点から、入札公告から提案書提出までの期間を2か月延長し、提案書提出時期を11月としていただけませんかでしょうか。	期日に関しましては、予定であるため変更となる可能性がありますが、現時点では実施方針の記載のスケジュールで考えております。
39	実施方針	11	3.3	事業者選定のスケジュール	与条件の確認に不可欠な現地見学会の日程が5月になっています。募集公告前にも見学会を設定いただきたくお願いいたします	現地調査について受付を開始する旨、宮崎市上下水道局ホームページに掲載しているのご確認ください。 現地見学会については現時点では実施方針の記載のスケジュールで考えております。
40	実施方針	11	3.3	事業者選定のスケジュール	募集公告等に関する質問等に対する回答公表が1回のみ設定されております。適切な提案を行うため、複数回の実施をご検討願います。	現時点では実施方針の記載のスケジュールで考えております。
41	実施方針	11	3.3	事業者選定のスケジュール	令和9年1月に「基本協定の締結」とありますが、本件はDB案件であって、設計施工と運営維持管理の異なる業務を橋渡しする役割を持つ基本協定の締結は不要と認識します。誤記でしょうか？	基本協定は、事業手法に関わらず、優先交渉権者決定から本契約までの間に必要なものとなります。

実施方針に関する質問書

No	対象書類	頁	項番	項目	内容	回答
42	実施方針	11	3.3	事業者選定のスケジュール	最適な施設の設計においては、汚泥性状の把握、現場状況の把握が必須です。仮定条件で設計をした場合は過剰な設備となり、貴市にとって最適な設備をご提案することが難しい状況です。つきましては、現場調査および汚泥のサンプリングの実施を早期（2月下旬～3月中旬）にさせていただきたく存じます。	汚泥サンプリング調査について受付を開始する旨、宮崎市上下水道局ホームページに掲載しているのご確認ください。
43	実施方針	11	3.3	事業者選定のスケジュール	本事業につきましては、公告日から提案書提出期限までの期間が比較的短く、また、現場確認を実施させていただいた後に、詳細検討を進めることになることから、十分な検討時間の確保が難しいと考えております。つきましては、提案内容の充実および適切な検討期間の確保の観点から、提案書提出期限の延長をご検討いただくことは可能でしょうか。	現時点では実施方針の記載のスケジュールで考えております。
44	実施方針	13	4.3(3)イ	上下水道局による業務の実施状況モニタリング	「上下水道局は、工事期間中、定期的に事業者の実施する施工内容及び工事監理の状況を確認する」とありますが、工事監理は要求水準書(案)P33の記載にありますように、上下水道局にて実施願います。	上下水道局による工事監理につきましては、実施方針及び要求水準書（案）に記載のとおりです。
45	実施方針	14	4.3(4)	モニタリング結果についての対応	「サービス対価の減額等を行う」とありますが、本件はDB方式であって、設計施工の対価は請負代金との認識です。サービス対価とは何を指す用語でしょうか？	以下のとおり修正いたします。 （修正）また、本施設において、サービス対価（施設の性能、機能又は提供状況に着目して支払われる対価）は、要求水準書に定める水準が満たされない場合には、その未達の内容及び程度に応じて、減額その他の調整を行うことがある。
46	実施方針	14	5.1（2）	表4 大淀処理場の制限等	表4に建築物の高さの限度の規制がありますが、工事時の高さ制限(クレーン最大高さなど)はございますか。該当がある場合、高さの制限を明示いただけないでしょうか。	宮崎空港が隣地にあるため、航空法により高さ制限45m以内がございます。また、景観法による届け出が必要になります。

実施方針に関する質問書

No	対象書類	頁	項番	項目	内容	回答
47	実施方針	15	7.1	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	「修復勧告」とありますが、事業契約はDB方式の工事請負契約の性格をもつ内容との認識です。詳細については募集公告時に公表なさるとのことですが、これは契約不適合責任における履行追完請求のことを指しているとの認識ですが（それ以外の概念は契約の性質上そぐわないとの認識ですが）かかる認識に齟齬ないでしょうか？	概ね理解のとおりですが、民法上の契約不適合責任は原則引渡後の対応を指す一方で、事業契約で規定する「修復勧告」は、引渡後に限らず施工段階においても施設・業務が要求水準・性能を満たしていない場合に事業者へ修復・是正を求める仕組みという認識です。
48	実施方針	-	別紙	リスク分担表（案）共通	リスク分担表（案）で示されたリスク負担方法について、「宮崎市上下水道局工事請負契約約款」に基づくものと理解してよろしいでしょうか。	負担方法は募集公告時に公表する事業契約書（案）に定め、最終的に事業契約書で決定します。
49	実施方針	-	別紙	リスク分担表（案）不可抗力	不可抗力について、受注者が従負担となっていますが、想定される負担の内容及び限度をご教示お願い致します。	負担内容等につきましては募集公告時に公表する事業契約書（案）に定め、最終的に事業契約書で決定します。
50	実施方針	-	別紙	リスク分担表（案）不可抗力	不可抗力について、受注者が従たる負担者となっていますが、自然災害等によるリスクは発注者リスクにて負担されるべきと考えます。	不可抗力による損害につきましては募集公告時に公表する事業契約書（案）に定め、最終的に事業契約書で決定します。
51	実施方針	-	別紙	リスク分担表（案）不可抗力	要求水準書案にて地震に対するの不可抗力記載がございます。地震に対してのみ△表記でしたら行を分けて記載していただけないでしょうか。	要求水準に基づく地震強度以上の地震の場合を不可抗力としております。 不可抗力、上下水道局及び運転管理業務受託者の誤操作及び事業者の提案する維持管理方法を遵守しなかったことに起因する場合を除き、すべて事業者の責任と費用負担により確保されなければならないこととしております。
52	実施方針	-	別紙	リスク分担表（案）不可抗力	「不可抗力により生じる費用増加または損害」について、受注者が「従たる負担者」となっています。受注者の責務は、費用増加や損害の抑制のための保有技術の提供との理解でよろしいでしょうか。	不可抗力による受注者の責務につきましては募集公告時に公表する事業契約書（案）に定め、最終的に事業契約書で決定します。
53	実施方針	-	別紙	リスク分担表（案）不可抗力	不可抗力により生じる費用増加または負担。について、受注者の従たる負担とは具体的なはどのようなことを指すのでしょうか。ご教示下さい。	不可抗力による受注者の責務につきましては募集公告時に公表する事業契約書（案）に定め、最終的に事業契約書で決定します。

実施方針に関する質問書

No	対象書類	頁	項番	項目	内容	回答
54	実施方針	-	別紙	リスク分担保表（案） 不可抗力	不可抗力に関する受注者のリスク負担の範囲および内容と埋設物撤去等の費用負担に関するリスク分担の詳細は、今後、公表予定の契約書案において示されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	実施方針	-	別紙	リスク分担保表（案） 法令等変更	「本事業のみならず広く一般に適用される法令変更」が受注者リスク分担となっていますが、法令変更は受注者では想定できないため、発注者リスクにて分担されるべきものと考えます。	「□：発注者・受注者間で協議」といたします。
56	実施方針	-	別紙	リスク分担保表（案） 法令等変更	「本事業のみならず広く一般に適用される法令変更」に対して受注者が主たる負担者となっておりますが、受注者にてリスクを予見することが困難と考えます。下記のいずれかとしていただけないでしょうか。 ・発注者○、受注者－ ・発注者□、受注者□	「□：発注者・受注者間で協議」といたします。
57	実施方針	-	別紙	リスク分担保表（案） 法令変更	「本事業のみならず広く一般に適用される法令変更」は、受注者が主たる負担者として○がついています。しかし、法令変更リスクは事業者で制御できない上、発生事象によっては貴市とご相談すべき事項もあることが想定されます。従い、発注者・受注者両方に□をつけ、両者での協議実施事項としてお取り扱い頂くようお願い致します。	「□：発注者・受注者間で協議」といたします。
58	実施方針	-	別紙	リスク分担保表（案） 法令変更	本事業のみならず広く一般に適用される法令変更。の受注者負担とはどのようなこと指すのでしょうか。ご教示ください。	「□：発注者・受注者間で協議」といたします。
59	実施方針	-	別紙	リスク分担保表（案） 業務遂行中の中断・不能 （不可抗力を除く）	「実施契約」は、「事業契約」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	実施方針	-	別紙	リスク分担保表（案） 測量・調査	「追加調査により埋設物(不発弾等)撤去や・・・追加費用」が発注者・受注者間で協議となっていますが、発注者リスクにて負担されるべきと考えます。	発注者負担といたします。 受注者には対策検討等の協力をお願いします。

実施方針に関する質問書

No	対象書類	頁	項番	項目	内容	回答
61	実施方針	-	別紙	リスク分担表 (案) 測量・調査	「追加調査により埋設物(不発弾等)撤去や汚染対策等が必要となった場合における追加費用」について発注者受注者間で協議となっていますが、受注者側にてリスクを予見することが困難と考えます。 発注者を主たる負担者、受注者は負担なし(-)としていただけないでしょうか。	発注者負担といたします。 受注者には対策検討等の協力をお願いします。
62	実施方針	-	別紙	リスク分担表 (案) 測量・調査	追加調査により埋設物（不発弾等）撤去や汚染対策等が必要となった場合における追加費用について、「 <input type="checkbox"/> 発注者・受注者間で協議を行い、負担範囲を決定」とされています。埋設物撤去や汚染対策等は、基本的に発注者負担が原則と考えます。受注者の負担は、対策検討等の協力に限定されるとの理解でよろしいでしょうか。	発注者負担といたします。 受注者には対策検討等の協力をお願いします。
63	実施方針	-	別紙	リスク分担表 (案) 測量・調査	測量・調査において、発注者が提示した測量・調査結果と受注者が受注後に実施した測量・調査結果に相違がある場合は、設計変更の対象となると考えてよろしいでしょうか。	受発注者での協議事項とします。
64	実施方針	-	別紙	リスク分担表 (案) 物価変動※1	物価変動の指数をお示しいただいていますが、採用する指数、費目等については貴市とご協議が可能と理解してよろしいでしょうか。 また、全体スライドだけではなく、インフレスライドや単品スライドについてもご協議が可能と理解してよろしいでしょうか。	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更については発注者と受注者とが協議して定めます。
65	実施方針	-	別紙	リスク分担表 (案) 物価変動※1	一定の範囲内の物価変動は事業者負担の内容について建設業務着工日の属する月の建築費指数を比較する文言がありますが、現場着工時期は契約日より1年経過後から2年間続くこともあり、考え方を見直していただくことはできませんでしょうか。また協議回数につきましても毎年もしくは著しく増加及び減少が起こった際に都度協議をする様お願いできないでしょうか。	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更については発注者と受注者とが協議して定めます。

実施方針に関する質問書

No	対象書類	頁	項番	項目	内容	回答
66	実施方針	-	別紙	リスク分担表（案） 物価変動	<p>リスク分担の基本的な考え方について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年総理府公示第11号）の考え方に準じるとありますが、その後内閣府から公表されている「PFI事業（民間資金等活用事業）におけるリスク分担等に関するガイドライン」（令和3年6月18日改正）においては、物価変動リスクの考え方について「選定事業に与える影響の程度は、当該選定事業の費用を構成する主要な要素（例えば、主要な建設資材費、人件費、運営に要する原燃料費等）ごとに、物価、金利、為替レート等のいずれが大きな影響を与えるかを検討することが有益と考えられる。」と提言されております。</p> <p>一般的に、土木工事、建築工事、機械工事、電気工事と工事業種が多岐にわたる本施設のような建設工事においては、物価変動を検証するための指数は工事に合わせて複数用いられるとの認識です。</p> <p>については、契約締結時において、物価指標については事業者による提案をお認めいただきたくご検討願います。</p>	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更については発注者と受注者とが協議して定めます。
67	実施方針	-	別紙	リスク分担表（案） 物価変動	<p>急激な物価変動時には国交省「インフレスライド条項運用マニュアル」に従いインフレスライドの適用をお願い致します。</p>	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更については発注者と受注者とが協議して定めます。
68	実施方針	-	別紙	リスク分担表（案） 物価変動	<p>本施設の建設工事は、複数の工種により構成されており、工種ごとに主要な費用構成要素や物価変動の影響要因が異なるものと認識しております。</p> <p>このような特性を踏まえると、物価変動の影響を適切に評価するためには、単一の指標による一律の取扱いではなく、工種や費用構成に応じた物価指標を用いることが合理的であると考えられます。</p> <p>つきましては、契約締結時における物価指標の設定について、事業者からの提案を認めていただくことは可能でしょうか。</p>	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更については発注者と受注者とが協議して定めます。

実施方針に関する質問書

No	対象書類	頁	項番	項目	内容	回答
69	実施方針	－	別紙	リスク分担表（案） 物価変動	急激な物価上昇が起きた場合を想定し、事業者側でリスクを見込むことにより提案価格の上昇等につながる可能性があると考えられます。 このため、一定程度を超える物価上昇が生じた場合には、インフレスライドを適用することが想定されているかについて、ご教示いただけますでしょうか。	インフレスライドの考え方については事業契約書にて記載することとしています。
70	実施方針	－	別紙	リスク分担表（案） 物価変動	急激な物価上昇が起きた場合を想定し、事業者側でリスクを見込むことにより提案価格の上昇等につながる可能性があると考えられます。 このため、一定程度を超える物価上昇が生じた場合には、インフレスライドを適用することが想定されているかについて、ご教示いただけますでしょうか。	インフレスライドの考え方については事業契約書にて記載することとしています。